

江 東 区 柔 道 会 規 約 付 属 規 程

2025 年 2 月 15 日制定

江東区柔道会（以下本会という）は、規約に基づき諸事業を推進するために、その運用に係る規約の付属規程を下記の通り定める。本規程の改廃は、理事会の決議による。

1 会 費 規 程

この規程は、規約第 9 条に基づき、年会費等について定める。

第 1 条 正会員の年会費は、四段以上は 10,000 円とし、三段以下は 6,000 円とする。

第 2 条 全柔連登録料は、全柔連の定めにより役員 8,300 円、一般 5,300 円を納入する。

第 3 条 公認指導員登録者は、全柔連の定めにより 3,000 円を納入する。

第 4 条 公認審判員登録者は、全柔連の定めにより下記の登録料を納入する。

S は 3,000 円、A は 2,500 円、B は 3,000 円、C は 2,000 円とする。

第 5 条 賛助会員は、個人は一口 6,000 円以上とし、法人は 10,000 円以上とする。なお六段以上の正会員は一口以上の賛助会費を納入する。

第 6 条 年会費等の費用は、原則として毎年 6 月 30 日までに納入しなければならない。

第 7 条 会員が年会費を 2 年以上滞納した場合は、理事会の決議により、休会又は退会扱いとする。

付 則 第 3 条、4 条、5 条の登録料は、全柔連の定めにより変更することがある。この規程は、2025 年 2 月 15 日より施行する。

2 業 務 手 当 等 規 程

第 1 条 この規程は、会員及び関係者の業務手当等について定める。

第 2 条 本会が主催又は主管した柔道大会の業務手当として一人 3,000 円を支給する。但し、中学生に委嘱した場合は、弁当及び飲物を支給する。

第 3 条 本会が主催した昇段審査会に出席した全員に指導手当として一人 2,000 円を支給する。

第 4 条 本会は、通年で開催される柔道教室等の派遣柔道指導員の手当てについて、それぞれの担当責任者（指導委員長）に一任し、管理者からの受領金額の範囲内で処理することを認める。

第 5 条 本会が主催する新年懇親会、納涼懇親会について費用の半額を上限として補助する。

第 6 条 本会は、理事会・各部会等の打ち合わせ会議の出席者に対して一人 1,000 円/日を交通費として支給する。但し、事前に会議の目的・開催日等、事後に議事録等を会長に報告しなければならない。

第 7 条 役員が本会の業務として要した交通費は実費支給する。

付 則 この規程は、2025 年 2 月 15 日より施行する。

3 派 遣 費 等 規 程

第 1 条 この規程は、会員及び選手の派遣費等について定める。

第 2 条 本会は、本会及び江東区等を代表して各種大会等に出場する監督並びに選手に対して一人 10,000 円/日の出場手当（交通費を含む）を支給する。（都民大会、墨東五区大会、東京都 24 地区大会

等)

第3条 本会に要請があった慶弔費は本会が全額負担する。

第4条 本会の会員に要請のあった公式行事等について、規定にないものに関しては、理事会で決定する。

付 則 この規程は、2025年2月15日より施行する。

4 慶 弔 等 規 程

第1条 この規程は、会員の慶弔費等について定める

第2条 この規程は、本会の会員であって、事務局に申し出のあった場合に適用する。

第3条 結婚の場合、会員に10,000円の祝い金を贈る。

第4条 死亡の場合、生花及び弔電、会員の一親等以内に献花をする。

第5条 会員が15日以上入院した場合、10,000円の見舞金を贈る。

第6条 七段以上に昇段した会員に対して、本人が承諾した場合は本会が主催して祝賀会を開催する。

第7条 六段以上に昇段した会員に対して、本会が表彰を行い、祝い金として5,000円を贈る。

第8条 本会の昇段審査会において、初段～三段に昇段した者を指導した指導者に対して、第2条にかかわらず本会から活動奨励金として1名に付1,000円を贈る。

付 則 この規程は、2025年2月15日より施行する。

5 会 員 及 び 役 員 推 薦 規 程

第1条 この規程は、会員並びに役員推薦について定める。

第2条 本会の会員は、会員1名以上の推薦により、所定の入会申込書を理事会に提出し、決議を経て入会が認められる。

第3条 理事会において新たに推薦された新会長候補は、速やかに副会長以下の次期役員候補を理事会に推薦しなければならない。

役員候補は、理事会の決議を経て、総会において決定する。

第4条 専門委員は、各委員長が会員の中から推薦し、理事会の承認を得て就任する。

第5条 本会が主催する昇段審査会（三段以下の推薦）の審議員は、正副会長並びに正副審議委員長により構成する。

付 則 この規程は、2025年2月15日より施行する。

6 事 業 計 画 及 び 予 算 編 成 規 程

第1条 この規程は、事業計画及び予算編成について定める。

第2条 総務委員長は、東京都柔道連盟の次年度行事案及び江東区スポーツ協会の次年度施設利用調整会議を経て次年度の行事予定を12月の理事会までに作成する。

第3条 各専門委員長は、期中10月の理事会の10日前までに次年度の事業計画及び予算案を財務委員長に提出する。ただし、この規程に困難が生ずる場合は、会長の指名に基づき構成する。

財務委員長はこれをまとめて、次年度予算案を12月の理事会に提案する。

付 則 この規程は、2025年2月15日より施行する。